

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件

## 静岡国民年金 事案 1487

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月及び同年2月

私は、申立期間当時、会社を退職し仕事をしていなかったが、元妻と子供の3人暮らしをしていたので、常に健康保険に加入していた。また、国民年金の納付書は、国民健康保険の納付書と一緒に送付されており、双方とも保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ2か月と短期間である上、国民年金と厚生年金保険との切替手続も適切に励行されていることから、申立人の国民年金に対する関心及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間に係る国民年金の加入手続は、オンライン記録から遅滞無く行われたものと推認できることから、手続後に保険料の納付が可能であった申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 静岡厚生年金 事案 1979

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA事業所により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該事業所における資格取得日に係る記録を昭和57年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月16日から同年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。申立期間は、A事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与支払明細書、A事業所（現在はB事業所に名称変更）の事務を管理するC事業所が提出した昭和57年分給与所得の源泉徴収簿及びC事業所の回答から、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A事業所は、昭和57年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できるが、当該事業所は適用業種の事業所であり、C事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、同日に資格を取得した者が5人以上確認できることから、申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが推認でき、A事業所は、当時の厚生年金保

険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 静岡厚生年金 事案 1980

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和62年11月、63年3月、同年6月及び同年8月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和62年11月、63年3月、同年6月及び同年8月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月1日から63年10月1日まで

ねんきん定期便で確認できるA事業所B工場に係る標準報酬月額は、申立期間において、給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う報酬月額と比べて低額であることが分かったので、給与明細において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和62年11月、63年3月、同年6月及び同年8月の各月の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細において確認できる厚生年金保険料控除額及び給与総支給額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C事業所（A事業所が名称変更）は不明としているものの、D連合会がE厚生年金

基金から引き継いだとする報酬月額と、オンライン記録から確認できる標準報酬月額が、申立期間において一致していることから、事業主は、給与明細において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 62 年 11 月、63 年 3 月、同年 6 月及び同年 8 月以外の期間については、給与明細により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（1 万 2,900 円）に見合う標準報酬月額（30 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（28 万円）よりも高額であるものの、給与明細に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額（昭和 62 年 12 月、63 年 1 月、同年 4 月、同年 5 月、同年 7 月及び同年 9 月は 28 万円、同年 2 月は 26 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（28 万円）と一致している、又は低額となっていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 静岡厚生年金 事案 1981

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を33万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月7日

ねんきん定期便で、A事業所において申立期間に支払われた賞与に係る厚生年金保険の記録が無いことが分かった。賞与明細書があり、申立期間に係る厚生年金保険料が賞与から控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与明細書及びA事業所が提出した賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、33万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を「0円」として届出を行い、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年12月7日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 静岡厚生年金 事案 1982

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から同年3月16日まで

A事業所における厚生年金保険の標準報酬月額が、私の退職後に遡って36万円から20万円に、20万円から9万8,000円に減額訂正されていることが分かったが、私は訂正前の標準報酬月額（36万円）に見合う給与をもらっていたので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（平成9年3月16日）より後の平成9年5月2日付けで、20万円に遡って減額訂正され、さらに、A事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年7月1日）より後の10年10月6日付けで、20万円から9万8,000円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所に係る滞納処分票及び応対記録から、当該事業所が厚生年金保険料を滞納していたことが確認でき、当該事業所の元事業主は、「元々は自分が相談役になっていたB事業所が保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員の指導により、同事業所を社会保険から脱退させ、代わりA事業所を社会保険の適用事業所とし、B事業所の被保険者をA事業所の被保険者とするよう指導があった。また、A事業所の従業員の標準報酬月額を2回に分けて引き下げた記憶がある。」と証言しており、オンライン記録によると、申立人と同様に、B事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年12月6日）に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日（平成9年1月1日）に被保険者資格を取得した者は、申立人

以外で 17 人確認でき、そのうち 13 人については、平成 9 年 5 月 2 日付けで標準報酬月額が資格取得時に遡って減額訂正されたことが確認できる。

さらに、A 事業所の厚生年金保険料の支払いをしていたとする B 事業所の元事業主は、「自分が経営していた B 事業所が保険料を滞納しており、その頃から社会保険事務所の指導があった。A 事業所で新たに発生した保険料の滞納については、社会保険事務所の職員から、形式上、従業員の標準報酬月額を下げ、保険料が払える額で申告するよう指導があった。」と証言していることから、B 事業所が保険料を滞納していた頃から継続して社会保険事務所の不合理な処理があったと考えるのが自然である。

加えて、A 事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員でなかったことが確認できる上、複数の元同僚は、「申立人は C で働いていた。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成 9 年 5 月 2 日及び 10 年 10 月 6 日付けで行われた減額訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該減額訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該減額訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 36 万円に訂正することが必要であると認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 23 日から 37 年 6 月 26 日まで  
② 昭和 39 年 4 月 6 日から 41 年 11 月 1 日まで

年金事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている2回の被保険者期間と申立期間①及び②の被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は、申立期間の脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立期間②に係る事業所の事業主は、脱退手当金に関して代理して手続をしたことはないと述べており、複数の同僚も、会社から脱退手当金の説明は無く、手続もしていないと述べていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月1日から21年12月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、再交付の押印が無く、旧姓で発行されており、申立期間に係る事業所で厚生年金保険に加入した際、発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、申立期間より後の未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一事業所であり、同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成20年8月1日とされ、同日から21年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格取得日を20年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和62年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月1日から21年1月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、資格取得日を訂正する届出が2年以上経過後に事業所から提出されたが、時効により保険料を徴収できないことから、当該記録訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない旨の回答を得た。

申立期間はA事業所に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成20年8月1日とされ、同日から21年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A事業所の回答、同事業所が提出した申立人に係る所得税源泉徴収簿及び給与台帳により、申立人は、当該事業所に平成20年8月1日か

ら継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、A事業所が提出した給与台帳から確認できる厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

私は、平成14年3月末に退職した後、実家に戻り国民年金の加入手続をした際に、国民年金保険料の未納があることを指摘されたため、母親に相談して退職金で保険料を払うことにしたのを覚えており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年3月末に会社を退職して実家に帰省し、市役所で国民年金の加入手続を行った際に申立期間の国民年金保険料を納付したと思うと述べているところ、申立人が保険料を納付したとする時点で、申立期間の保険料は既に時効のため納付することはできない。

また、申立人は申立期間の保険料を納付することとなった経緯について、自身の年金についてなんらかの変更があった時に保険料の未納があるとの説明を受けた記憶があると述べているところ、オンライン記録によれば、平成16年4月の申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格の喪失及び国民年金第1号被保険者資格の取得に伴い、申立人は、第3号被保険者から第1号被保険者に資格が変更されており、これに近い時期（平成16年3月）に申立期間と同じく12か月分（平成14年度分）の保険料を過年度納付したことが確認できることから、この過年度納付を申立期間の保険料納付と混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人に対して別の基礎年金番号が付番された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 56 年 3 月まで

私の母が、国民年金の加入手続を行ってくれたが、加入手続の時期及び場所などは分からない。保険料についても母が両親の分と合わせて納付していた。両親は申立期間の保険料が納付済みであるのに、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母が町内の集金により、申立人及びその両親の保険料を納付していたと述べているが、これらを行ったとする申立人の母は既に他界していることから、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 10 月に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃初めて行われた加入手続により、申立人は申立期間について遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このことから、加入手続を行うまでは、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時に、両親と共に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、上記の加入手続時期を基準とすると申立期間は時効前であり、遡って保険料を納付することが可能であったが、過年度分となる申立期間に係る保険料は、現年度分のみを扱う集金では納付することはできなかったと考えられる。

加えて、市の被保険者名簿でも申立期間の保険料は未納とされており、オ

ンライン記録との齟齬<sup>そご</sup>は無い上、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から14年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から14年3月まで

私は、離婚後、夫からの援助は無く、私だけの収入で親子3人での生活は苦しかったため、毎年、児童手当の手続と一緒に市役所で国民年金保険料の免除を申請していた。その後は、納付書に同封されたはがきを郵送していた記憶があり、およそ5年間も申請を忘れていたとは考えられない。申立期間の保険料が免除されていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は免除されていたと述べているが、申立期間に係る国民年金加入手続の記憶は無く、厚生年金保険から国民年金への切替は自動的に行われるとの認識であったとしていることから、申立期間について、加入手続を行っていたとの推認は困難である。

また、申立人が所持する年金手帳を見ても、申立人は平成9年3月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことまではうかがえるものの、その後、申立期間直前の厚生年金保険被保険者期間（平成9年8月及び同年9月）を経て申立期間について切替手続を行ったことはうかがえない。

さらに、申立人は保険料の免除申請について、納付書と共に送付されたはがきを市役所へ郵送していたと述べているが、申立人の居住する市の電算記録から、申立人は申立期間において国民年金の被保険者として扱われていなかったことがうかがえる上、オンライン記録でも、申立期間に係る被保険者資格は平成14年7月に遡って取得したものとみられることから、申立期間当時、申立人に対して納付書等が送付されることも無かったと考えられる。

加えて、申立期間の保険料が免除されていたことを示す関連資料（日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されたことをうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 50 年 3 月まで

私は申立期間の国民年金保険料について、定期的に銀行で納付していた記憶があるため、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 10 月 2 日に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、この頃初めて行われた加入手続により、20 歳到達時まで遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる。このことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったことになり、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、上記加入手続時期を基準とすると、申立期間は時効前であり、遡って保険料を納付することは可能であったが、申立人は、期間を遡って納付した記憶や、まとめて納付した記憶は無いとしていることから、申立人が申立期間の保険料を遡って納付したことも推認し難い。

さらに、申立人が申立期間後に居住した村（当時）の被保険者名簿でも、申立期間に係る保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から6年3月までの期間、同年5月から7年1月までの期間及び9年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月から6年3月まで  
② 平成6年5月から7年1月まで  
③ 平成9年4月から同年7月まで

私は、学生時代に国民年金の加入手続きを行ったり保険料を納めたりした覚えは無いが、父親がこれらを行っていたと思う。

また、私が最初の勤務先を退職し公共職業安定所で雇用保険の手続きを行った時に、国民年金への加入が必要であることを案内され、自身で保険料を納付した覚えがあるので、申立期間について調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の同記号番号の被保険者の状況からみて、平成7年4月頃に払い出されたものと推測でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃行われた加入手続きにより、申立人は、20歳到達時まで遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このことから、申立人は加入手続きが行われるまで国民年金に未加入であったことになり、申立期間①及び②当時、申立人の父親が申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、加入手続き時点で、申立期間①の大半（平成5年2月以前）は既に時効であり、遡って保険料を納付することもできない。

また、申立人の父親は、申立人が学生であった平成7年3月以前の期間に係る保険料を、一部納付した覚えがあるものの、納付した時期や、金額等の具体的な記憶は無いとしていることから、申立期間①及び②に係る保険料の納付状況は不明であり、同期間について保険料を納付していたもの

と推認することも困難である。

2 申立人は、平成9年3月に勤務先を退職し公共職業安定所で雇用保険の手続を行った時に、国民年金について案内され、同年8月に再就職するまでの間に、納付書を用いて金融機関で申立期間③に係る保険料を納付したとしているが、申立人は、申立期間③について国民年金の加入手続を行った明確な記憶は無いと述べており、記録上も申立期間③は国民年金に未加入とされていることから、申立期間③について納付書が発行されたとも推認し難い。

また、申立期間③当時、申立人に対して別の基礎年金番号が付番された形跡も見当たらない。

3 申立人及び申立人の父親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1986 (事案 1025 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月から 19 年 2 月まで

申立期間について、A事業所の厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、新たな資料として、勤務状況が私と似ている同僚の経歴書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が提出した辞令、写真及び体力手帳並びに同僚に係る申立人の詳細な記憶から、申立人がA事業所に勤務していたことは認められるが、i) 申立期間当時の労働者年金保険の制度では、被保険者の範囲を男子の筋肉労働者に限定しており、申立人が同じ課に所属していたと記憶する複数の同僚のオンライン記録では、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できないことから、A事業所では、申立人が所属していた課の従業員を筋肉労働者として取り扱っていなかったことがうかがわれること、ii) B事業所(A事業所が名称を変更)に申立期間当時の労働者年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したが、「当時の資料は保管していない。申立人が所属していた課の従業員を筋肉労働者として取り扱っていたか分からない。」と回答していること等から、既に平成 22 年 5 月 21 日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「勤務状況が似ている同僚の記録を調査していただき、自身の年金記録と対比してほしい。」として、勤務状況が似ている者の経歴書を提出したが、当該同僚は、申立期間において厚生年金保険(当時は労働者年金保険)の被保険者記録は確認できず、被保険者の範囲を「男子の事務、女子従業員」まで拡大した、昭和 19 年 10 月 1 日(厚生年金保険法施行)から厚生年金保険被保険者期間

が確認できる。

これらは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1987

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 14 日から 45 年 1 月 1 日まで

A事業所に勤務していた期間の標準報酬月額を年金事務所に照会したところ、申立期間の標準報酬月額は、自分の記憶より低い金額となっていた。

申立期間の標準報酬月額には、諸手当等が含まれておらず、特に昭和 43 年 7 月から 44 年 8 月までの期間は、当該期間前の標準報酬月額と比較して減額となっているので、給与総額に見合う適正な額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「申立期間当時のA事業所の業績は良く、毎年ベースアップされていた。年金事務所で記録されている記録は基本給だけの数字と感じている。」と主張しているが、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立人が申立期間当時得ていた給与総額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A事業所は、「申立内容についての確認できる資料は現在無いが、定時決定には、基本的給与、残業代、交替勤務手当等支給しているもの全てを対象として手続を行っていると考え。また、申立人から国の記録以上の厚生年金保険料を控除することは無い。」と回答をしている。

さらに、A事業所は、「厚生年金基金を代行返上する際、厚生年金保険の記録と基金の記録について、期間（基金が設立された昭和 43 年 11 月 1 日以降の期間）及び標準報酬月額の突合作業を行っており、完全に一致することを確認していることから、国の記録は間違っていないと考える。」と回答をしている。

加えて、申立期間について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、遡及して大幅に引き下げ

られているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1988

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 2 月から 14 年 3 月まで  
(A 事業所)  
② 平成 14 年 4 月 16 日から同年 9 月 25 日まで  
(B 事業所)  
③ 平成 17 年 8 月から 20 年 10 月まで  
(C 事業所)

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。しかし、勤務していたことは間違いないので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A事業所の事業主の氏名を挙げ、勤務内容についても詳細に説明している。

しかし、事業所名簿を確認したが、A事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、申立人がA事業所の事業主として挙げた者は、「私は関連事業所であるD事業所の事業主であり、A事業所の事業主は亡くなったと聞いている。」と回答したため、D事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、平成6年11月1日から当該事業所が適用事業所でなくなった日(平成13年7月31日)までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立人は、申立期間①に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

申立期間②について、B事業所の回答から、申立人が当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、B事業所は、「申立人は厚生年金保険に加入していなかったため、厚生年金保険料の控除をしていない。」と回答している。

また、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、平成14年2月16日から15年6月20日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、E市に照会したところ、申立人は、申立期間②に国民健康保険に加入していることが確認できる。

申立期間③について、申立人は、C事業所に勤務していたとして、同僚の氏名を挙げている。

しかし、C事業所は、「申立人及び同僚の氏名は、C事業所の社員名簿に確認できない。」と回答しており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、平成16年2月16日から22年5月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、C事業所の社会保険担当者は、「申立人が同僚として挙げた者は、F事業所の派遣社員であったと思う。」と回答している。

さらに、F事業所は、「申立人が同僚として挙げた者は、派遣社員として当社で勤務していた。」と回答したため、オンライン記録及び事業所名簿で確認したが、F事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

加えて、E市に照会したところ、申立人は、申立期間③に国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1989

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 1 日から 41 年 11 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、昭和 40 年 10 月にA市に移り住み、同年 11 月から亡夫はB事業所で勤務を開始したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が提出した申立期間中に撮影された集合写真により、入社日を特定することはできないが、申立人はB事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日より前から当該事業所に在籍していたことはいくつかある。

しかし、雇用保険の記録によれば、申立人は、昭和 41 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、当該記録は、申立人のB事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

また、申立人の妻がB事業所C営業所における申立人の同僚として姓を記憶していた者については、申立期間中の被保険者記録が確認できず、このほかに同営業所における申立人の同僚を特定することができないことから、申立人の申立期間中の勤務の状況を確認できる証言を得ることはできなかった。

さらに、D事業所(B事業所の承継事業所)に照会したところ、「申立期間当時の資料は無い。また、申立期間当時のことを分かる者がいない。」と回答しており、申立人の申立期間の勤務状況、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除を確認できる証言及び資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1990

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 12 日から 44 年 12 月 1 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。社会保険事務所（当時）に行き厚生年金保険の解約手続は行ったが、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る事業所を退職後、社会保険事務所に行き、一時金の請求をするために厚生年金保険の解約手続を行ったと述べていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和45年4月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1991

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 16 日から 41 年 2 月 24 日まで  
年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1992

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 24 日から 37 年 3 月 13 日まで

社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 3 月 13 日の前後 2 年以内に資格を喪失した被保険者期間を 2 年以上有する女性は 37 人確認でき、資格喪失後 6 か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた 7 人を除く 30 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、25 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 24 人について資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立期間に係る事業所が提出した人事記録に記載されている転居後の住所と同じ住所が記載されている上、当該事業所を管轄する社会保険事務所において、昭和 37 年 3 月 23 日に受付し、同年 5 月 9 日に決裁を得ているなど、当該社会保険事務所では、適正に事務処理を行っていることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 37 年 5 月 24 日に支給決定されている

など、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1993 (事案 1136 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月から 38 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 3 月 14 日から同年 8 月まで

前回、昭和 38 年 1 月から同年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 14 日から同年 8 月までの期間について、A 事業所の厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、実家での農作物の出荷が終わった 37 年 12 月から A 事業所に勤務していたので、申立期間を変更するとともに、新たな資料として、A 事業所の意見書を提出するので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、i) 申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚及び A 事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる他の同僚は、「A 事業所において厚生年金保険に加入する前から当該事業所で勤務している。」と証言している上、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「当時は入社後しばらく勤務状況をみた後で厚生年金保険に加入させることがあった。」と回答していることから、当該事業所では、必ずしも入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえること、ii) 申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立人は短い勤務期間であったと記憶している。また、厚生年金保険に加入していない期間の保険料を控除することは無い。」と回答していること、iii) 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和 38 年 2 月 1 日に A 事業所の被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できること、iv) A 事業所に照会したところ、申立期間当時の人事記録等の書類は残されてい

ないと回答しており、申立人に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料を得ることはできないこと、v) 申立期間当時にA事業所が加入していたB組合は、申立期間当時の健康保険の加入記録は保存されていないと回答していることから、既に平成22年7月16日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間を変更するとともに、新たな資料として、A事業所が作成した意見書を提出し、A事業所における厚生年金保険の被保険者期間が1か月しか無いのは考え難いとして、再申立てを行っている。

しかし、上述の意見書には、「当社に書類が無く、加入期間等について証明出来るものはありません。」と記載されていることから、申立人が提出した資料は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1994

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。しかし、A事業所に勤務していたのは間違いのないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「有給休暇を使用したので、資格喪失日は昭和 56 年 4 月 1 日である。」と主張している。

しかし、B事業所（A事業所が名称変更）は、「昭和 56 年 3 月 31 日を資格喪失日として届出した。申立人から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、申立人がA事業所の元同僚として挙げた者は、「申立期間当時、人事及び総務の仕事をしていた。当時は、月末を退職日としないことが一般的だった。月末前の退職者から、厚生年金保険料は控除していない。」と証言している。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録によると、A事業所における離職日は、昭和 56 年 3 月 20 日となっており、申立期間の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。